

○ 予算決算常任委員会の設置

1 補正予算審査における問題点

①分割付託は議案不可分の原則に反する

議案は一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできない。

(議案不可分の原則)

※行政実例（昭和29年9月3日 行政課長回答）

予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、二以上の委員会で分割審査すべきものではない。

②修正案の提出不可

委員会において、修正案を提出することができない。

③採決態度が異なった場合の対応

各委員会での採決が異なった場合、対応方法が不明。

2 当初予算、決算審査における問題点

①特別委員会による審査

特別委員会は必要に応じ設置されることから、恒常的に審査が行われる予算、決算を特別委員会で審査することは特別委員会の趣旨に合致せず、委員会の所属制限が撤廃された現在においては、常任委員会として設置すべきものである。

②審査日ごとの委員交代

議案審査の過程でほとんどの委員が交代してしまうことで、議案全体を把握しての審査ができなくなる。

※全国市議会議長会の見解

議案審査でこのような運用は考えられず、また他の議会でも聞いたことがない。

【 問題解消のための運営方法 】(案)

- ・ 問題を解消するためには、「一般会計を分割せずに付託する」、「特別委員会を設置しない」の2つを満たす必要があり、運営方法としては下記の5パターンが考えられる。

①全議員（議長等を除く）による予算決算常任委員会を設置（分科会を活用）

②分科会を必要としない人数による予算決算常任委員会を設置

③総務常任委員会へ一般会計（当初予算、補正予算、決算）を付託

④総務常任委員会へ一般会計（当初予算、補正予算、決算）を付託し、

必要に応じて連合審査会を開催

⑤本会議で即決